

I. 総合経済・産業政策

1. 依然として厳しい雇用情勢を踏まえ、仕事と住居を失った派遣労働者など未就職者に対して、住まいの確保と再就職支援を行うために、緊急宿泊場所として公共・公営住宅などの積極的な活用をはかること。また、民間施設や団体、NPOとの契約などによる緊急宿泊事業（シェルター事業）を実施すること。

（回答）

市が管理する市営住宅の空家の活用が円滑に図られるよう、本来の入居対象者以外の離職者に使用させる場合、公営住宅の目的外使用として取り扱い、入居手続きの簡素化を図ります。また、緊急雇用対策の緊急的な支援措置として実効ある「ワンストップ・サービス・デイ」の開催などに際し、県住宅部局を通じて市営住宅の空家情報を提供します。

緊急宿泊事業（シェルター事業）につきましては、現在、実施しておりませんが、離職により住居を失うか、失うおそれのある者から生活保護の申請を受けた場合は、平成21年1月16日付けの埼玉県福祉部長通知に基づき、敷金等を支給し、居宅による保護の実施に努めています。

II. 雇用労働政策

1. 将来の安定雇用を目指し、若年者の雇用・就職支援として就業意識を高めるために、産業界・教育局と連携し高校生のインターンシップなど有効な対策を講ずること。

（回答）

県では、約100校専門・普通高校において1日から7日間のインターンシップ事業を実施しており、生徒たちの職業観、勤労観を高める活動を推進しています。

2. 障がい者の雇用支援として以下の施策を講ずること。

- (1) 障がい者授産施設自立支援として、県内企業に授産施設の生産能力や得意分野などを今以上に幅広くPRし受注につながるような支援を行うこと。さらに行政からの発注に関しても授産施設を利用するなど、率先できる体制の確立を行うこと。

（回答）

市内の通所の障害者施設について、施設の紹介や自主製品、作業等業務内容について、障害者週間をはじめ機会のあるごとに市民や事業者に対しPRを行っている。障害者福祉課の窓口で受注拡大につながるチラシを配布している。障害者福祉計画庁内推進会議において、施設で可能な業務についての発注依頼等周知をしているところである。

また、県も今年度の新規事業として「障害者施設共同受注システム」づくりに着手

したが、市としてもこれらの動きを注視していきたい。

- (2) 障がい者の就業の選択肢拡大のために、在宅勤務の斡旋を行うこと。また県や市町村も障がい者就労の一つとして、在宅勤務での雇用を図ること。

(回答)

埼玉県内の障害者雇用率は全国的には低い状況が続いておりますが、障害者の自立支援のため、障害者雇用を進めることは重要なことと考えております。在宅勤務も障害者雇用の有効な形態であると思われまます。本市としては、今後も面接会を継続するとともに川越公共職業安定所等関係機関と連携を図り障害者雇用の促進に努めてまいりたいと考えております。

「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき障害者雇用率を遵守する等の努力をしている現状ですが、行政改革に伴う職員数の削減という課題の中で、複雑多様化する市民の要望に応えるため、職員一人ひとりにかかる負荷は年々強まっています。障がい者就労の一つとしての在宅勤務での雇用につきましては、市職員の勤務形態として取り入れていませんので、現状においては困難であると考えています。

Ⅲ. 福祉・社会保障政策

1. 高齢者や障がい者が安心して暮らせる地域づくりに向け以下の施策を講ずること。

- (1) 介護療養病床が2012年3月末において廃止されることから、利用者が行き場を失うことのないよう地域医療や居宅サービス、地域密着型サービスの充実を行うこと。

(回答)

療養病床の再編成では、平成24年度より医療の必要性の高い方については医療療養病床で対応し、医療よりも介護が必要な方へは老人保健施設等の介護施設で対応することとしております。本市内には、介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）2ヶ所、介護老人保健施設3ヶ所、地域密着型の認知症対応型共同生活介護（グループホーム）7ヶ所があり、介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）以外の施設では利用枠の空き状況もございますので、今後も必要な方への情報提供等に努めてまいります。

- (2) 高齢者虐待防止法や地域包括支援センターの役割について住民に積極的に周知し、認知症等の高齢者が行うサービス事業者との契約や金銭管理等についての権利擁護システムが積極的に利用されるよう促すこと。

(回答)

高齢者の虐待防止など地域包括支援センターの役割については、広報・ホームページ、介護保険等のパンフレットを活用するとともに、講演会、民生委員主催のサロン、介護予防事業等においてチラシを配布し説明を行い周知に努めております。また、権利擁護については、市民文化課の消費生活相談や社会福祉協議会のあんしんサポートねっと等の権利擁護事業との連携を引き続き図ってまいりたいと考えております。

- (3) 要介護者の家族のみならず、障がい者の家族や子育て期の親を対象とする相談員

事業の拡充と相談員の資質向上に取り組み、福祉サービス利用者の家族に対する総合的な相談・支援体制を整備すること。

(回答)

相談支援体制については、県知事から委嘱を受けた身体・知的相談員により各種相談を行っているほか、人間西障害者相談支援センターにおいて、身体・知的・精神障害の相談を電話・訪問等で実施している。また、庁舎内において、障害者本人や家族関係者等を対象にふれあい相談を行っており、幅広い相談に対応している。

子育て支援課については、家庭児童相談室に相談員を2名、ケースワーカーを2名配置しているほか、子育て支援センター、こんにちは赤ちゃん事業、つどいの広場事業、児童センター事業のママのつどい事業などで相談事業を行っています。今後も相談業務に携わる職員の資質向上に努めてまいります。

2. 生活保護制度の運営体制の改善・充実に向け以下の施策を講ずること。

- (1) 生活保護を必要とする人が申請の権利（保護請求権）を確実に行使できるよう、実施機関の窓口申請書類一式を常備すること。

(回答)

申請書については、国の生活保護の実施要領に基づき、生活保護の相談があった場合に、相談者の状況を把握したうえで、他法他施策の活用等についての助言や生活保護制度について説明を行い、相談者の保護申請の意思を確認し、交付しています。

- (2) 最近の雇用情勢の悪化、生活問題の複雑・多様化など福祉現場の業務拡大等を踏まえ、ケースワーカー（現業員）等職員の配置を拡充すること。

(回答)

ケースワーカー等職員の配置の拡充につきましては、生活保護相談件数や申請件数等の状況を考慮した上で、その必要性を検討します。

3. 地域における医療の整備・充実に向け以下の施策を講ずること。

- (1) 少子化対策の一環として乳幼児医療費助成制度の拡大を図るとともに、県作成の「子ども救急ミニガイドブック」を活用してモラルハザードの防止に努めること。

(回答)

窓口払いの廃止につきましては、医療機関等との調整を図るとともに、年齢拡大につきましては、平成20年度から、高額となる入院について中学校卒業まで拡大しておりますので、今後の執行状況や本市の財政状況等を勘案して、対応してまいります。

また「子ども救急ミニガイドブック」を活用したモラルハザードの防止につきましては、県から資料の送付を受け子育て支援関連施設へ配布し、市民の方々に周知を図るとともに相談事業等の中で活用を図ってまいります。

- (2) メンタルヘルスに関する相談窓口の拡充を図ること。

(回答)

社会情勢の影響もあり、メンタルヘルスに関する悩みを抱える人が増えていると言

われております。現在、メンタルヘルスに関する相談窓口は、市民健康センター、坂戸保健所で、電話、来所、訪問による対応をしております。また、精神障害者の福祉サービスの相談窓口は、障害者福祉課、坂戸市福祉センター内の入間西障害者相談支援センターで行なっており、メンタルヘルスに関する相談については、必要に応じて連携し対応しております。今後とも相談窓口の周知について努めるとともに、関係機関との連携により、深刻化する前に相談が受けることができるよう、努力してまいります。

- (3) 石綿（アスベスト）関連疾患の労災認定として救済されるよう、医療機関のシステム化および医師の診断技術の向上を図ること。

(回答)

石綿（アスベスト）による関連疾患は、石綿ばく露作業の従事から発病までの期間が長く、それが業務により生じたものであるかの判断が難しいと言われております。

労災認定には、労働基準法に定められた認定基準があり、専門的な医学的所見が必要となります。石綿業務従事者が、適切な診断、治療が受けられるよう医療機関のシステム化及び専門的な診断技術の向上を図るよう国、県へ要望してまいります。

IV. 交通政策

1. 環境負荷の小さい交通手段として自転車および自動二輪車の利用促進と環境整備に向け以下の施策を講ずること。

- (1) 車道または歩道に自転車走行帯を設置あるいは表示すること。

(回答)

試作的に平成20年3月に国道407号線沿いの一部、また、若葉駅前の幅員の広い歩道を自転車用通行部と歩行者用通行部に区分しています。

- (2) 危険防止のため自転車の乗車ルールを指導すること。

(回答)

西入間警察署等と、交通安全教室、親子自転車教室を共催し、自転車の乗り方、乗車ルールを指導しています。また、自転車ルールのチラシ配布を行っています。

- (3) 自動二輪車の駐輪場を整備すること。

(回答)

自動二輪車の駐輪については民間の駐輪場をお願いしています。なお、原動機付自転車については、坂戸駅、北坂戸駅、若葉駅の無料自転車駐車場、また、若葉駅第一自転車駐車場での駐輪が可能となっております。

V. 環境・資源・エネルギー・食品・農林水産政策

1. 県民の生活系CO2排出量削減にむけた支援策として、以下の施策を講ずること。

- (1) 生活必需品購入で「エコ商品購入のみに使用できるポイントが貯まる」日常的な制

度を導入すること。また、エコ商品の購入時に発生するエコポイントを、そのまま当該の商品に使用できる制度への変更を国へ要請すること。

(回答)

財源や対象商品の選定、店舗独自のポイント制度など実施に向けての問題が多々あるので、制度導入は、難しいものがある。なお、エコポイント交換賞品が幅広い分野から選定されており、様々な分野への経済効果もあることから現行制度でよいと考える。

(2) 国の助成金などの終了以降も、継続して省エネ化を推進するために「エコ商品購入資金」としての低金利融資制度を設けること。

(回答)

国の助成制度の推移を見守ってまいりたい。

(3) 省エネモニター制度を設立し、各種計測機器による「目で見えるエコライフ」を多くの家庭へ啓発・普及させること。

(回答)

埼玉県において、省エネ行動の促進を図るため、省エネナビを貸し出すモニター制度を行っていたので、今後の推移を見守ってまいりたい。

2. 新型インフルエンザをはじめとする新型伝染病発生時に対応できる総合的なマニュアルを策定すること。

(回答)

新型インフルエンザにつきましては、本年6月25日に坂戸市新型インフルエンザ対策行動計画を策定し、県の危機管理レベルがV(5)からVI(6)になった場合、又は、市内で感染者が発生した場合の対応について、本市の体制の整備、情報収集、情報提供等具体的な対応を定めました。今後におきましても新型伝染病が発生した時には、国・県の対応を踏まえ、必要に応じ、本市での感染を最小限にとどめるためのマニュアルを策定し、対応をしてまいります。

3. 首都直下型大震災が休日に発生した場合の対策を策定すること。

(回答)

首都圏直下型大地震(震度5強以上の地震)が発生した場合、坂戸市では坂戸市地域防災計画、職員行動マニュアルに基づき非常体制を配備しなければならないが、休日、時間外においては各職員が家族の安全を図りながら職員参集メールにより全職員参集することとなっており、自動車以外の交通手段を利用して、市内在住者は地域の被害状況を調査すると共に参集途上の状況を報告することとなっている。

また、地域防災拠点、避難所等に指定されている職員は直ちに指定場所ごとに行動すると共に地域の関係者と連携し応急対策活動を行う。また、避難所においては地域住民の安否情報の収集を行いながら安否確認を早期に行い地域住民の把握に努める。

市民については、区、自治会、自主防災組織等を主体とした地区本部を設置し、現地災害対策本部と連携した応急対策活動を行うとされているが、休日には観光・行楽や買

い物などで出掛ける市民も多くいるため、初動対応が異なり自主防災訓練等を通じて指定された避難場所や家族との連絡手段を周知すると共に徒歩帰宅支援者に対してガソリンスタンドやコンビニエンスストアなど一時休憩所やトイレの利用などの支援協定を周知しながら対応を検討する。

VI. 教育政策

1. 教員が子ども一人ひとりに向き合える時間を確保するため、教員の増員をはかるとともに、学校および県・市町村教育委員会が、主体的かつ継続的に教員の恒常的多忙の解消に取り組むこと。

(回答)

本市では、各学校教育の充実を図るために、各種加配教員を県に要請し、多くの教員増を図っております。また、市費採用で、学校支援員、英語活動支援員、読書活動支援員など、多くの職員を派遣し、教員の負担の軽減を図っております。さらに、校長を通じて教職員の勤務状況を把握するとともに、児童・生徒の教育活動を充実できるよう指導していきます。

2. 教育における機会の均等を保障し教育格差を是正するため、以下の施策を講ずること。

(1) 高校生に対する奨学金や授業料減免等について、制度の拡充をはかること。

(回答)

高等学校や大学に入学を希望する者の保護者で入学準備金の調達が困難な者に対し、入学準備金の貸付けを行っています。

(2) 就学援助を増額するとともに、家庭内学習やクラブ活動に要する費用等も含めた、広い範囲の援助とすること。

(回答)

国の就学援助の基準により対応しておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

VII. 人権・男女平等政策

1. 男女共同参画社会の実現に向けて以下の施策を講ずること。

(1) 男女共同参画基本法の理念にもとづく条例の制定ならびに参画計画を策定すること。なお条例制定ならびに参画計画の策定にあたっては、改正男女雇用機会均等法の履行確保を図るとともに、男女労働者間の格差を解消するための企業のポジティブ・アクションを盛り込むこと。

(回答)

男女共同参画社会の実現に向け、平成14年3月に「さかど男女共同参画プラン」(計画期間平成14年～23年度)を策定し、坂戸市の男女共同参画推進に取り組んでまいし

た。平成16年7月に「坂戸市男女共同参画推進条例」を制定し、平成19年4月には、計画策定から5年を経過した等の観点から、「さかど男女共同参画プラン」の見直しを行い、働きやすい環境の整備を基本目標の一つに位置付け、男女雇用機会均等法の普及促進、就労環境改善の啓発・ポジティブ・アクションの促進等を進めているところです。

(2) 参画計画にもとづく施策の進捗状況を年度毎に検証し、女性の参画が進んでいない分野の施策を補強するとともに、その結果について県民に公表すること。

さらに、政策や方針決定過程への女性の参画を促進するポジティブ・アクションを盛り込み、施策の実効性を高めること。

(回答)

毎年度事業計画に基づき、男女共同参画に係る事業を実施するとともに、関係各課の実施状況を把握し、その内容を男女共同参画審議会及び庁内連絡会議へ諮り、男女共同参画の推進状況を検証しております。また、女性が政策や方針決定過程に男性と平等に参画することは、男女共同参画社会の実現にとって不可欠であるとの観点から、男女共同参画プランの重要課題の一つとして位置付け、審議会等女性委員比率の向上、女性職員の職域拡大及び積極的登用への取組み、女性人材育成のための研修等各種事業を展開しているところです。

2. 次世代育成支援対策推進法にもとづく地域行動計画の推進にあたり、未だ次世代育成支援対策地域協議会（以下：協議会）または協議会に代わる審議会を設置していない市町村については、協議会を早期に設置すること。

また、既に協議会または協議会に代わる審議会を設置している市町村も含め、協議会の委員には、労使代表を参画させること。

(回答)

坂戸市次世代育成支援行動計画地域協議会を設置しております。労使の代表1名の方に委員として参画をいただいております。

2009年度 川越・西入間地域労福協「政策制度改善要請」について（回答）

1. 現下の厳しい経済・雇用状況の中で、職を失うと同時に住居も失い路上生活を余儀なくされた、派遣や請負等で働く非正規の失業者等を急迫保護するため、生活保護法25条1項の定めにもとづいて適正に実施すること。

（回答）

生活保護の申請者で、手持金が少額の者など急迫性が高いと認められるものについては、早急な保護決定を行うように努めています。

2. 国の「多重債務問題改善プログラム」の実効性をあげるため、ワンストップ型の相談窓口と、当該地域の弁護士、司法書士等とのネットワークで、よりきめ細かい支援体制を確立し、多重債務に陥った地域住民の生活再建を支援すること。また、県に設置されている「埼玉県多重債務対策連絡協議会」と、より一層の連携をはかること。

（回答）

平成19年4月に策定された「多重債務問題改善プログラム」において、「市町村における相談窓口における対応の充実」が示されており、それに基づき、本市においても多重債務相談窓口として、弁護士による無料法律相談や消費生活コンサルタント等の資格を有する相談員による消費生活相談を実施しております。

今後におきましても、県の連絡協議会とも連携を図り、きめ細かい相談体制の充実に努めてまいります。

3. 消費者庁の設置等、国の消費者行政の強化施策を踏まえ、地域住民の消費生活の安心と安全に資するため、以下の施策を講ずること。

- (1) 地域住民の消費生活の安心と安全をさらに確保する観点から、消費生活センターの機能強化をはかるため、消費生活相談員の増員をはかるとともに、消費生活相談員を専門職として位置づけ、自立した生活が確保できるよう、据え置き状態ある報酬の引き上げなど、抜本的な待遇改善をはかること。

（回答）

現在、4名の消費生活相談員により週4日相談業務を実施しており、引き続き現行の相談体制を維持してまいります。なお、相談員報酬については、現在10,000円/1日ではありますが、消費生活センターを含む県内60の相談室のうち、10,000円/1日の団体は28市町（47%）であり、他市町と比較しても本市の報酬は標準的であると考えております。

- (2) 週4日以上消費者相談に対応できる消費生活センター（相談窓口）を設置すること。

（回答）

既に、平成19年4月より週4日（毎週月、水、木、金曜日）消費生活相談を実施しております。

- (3) 複雑、多岐にわたる消費相談に対応するため、消費生活相談員の研修機会を増やすなど、そのレベルアップに努めること。

(回答)

平成21年度下半期より、埼玉県消費者行政活性化補助金(3ヵ年交付)を活用し、国・県の主催する消費生活相談員研修会へ積極的に参加し、レベルアップの向上に努めております。

- (4) 悪質商法や詐欺に近い相談事例が多発している状況に鑑み、地元警察や地域包括支援センターなどと連携が取れるシステムを確立すること。

(回答)

高齢者を狙う悪質な訪問販売や電話勧誘等が増加しており、高齢者から地域包括センターなどへ寄せられた相談を消費生活相談窓口へ繋ぐなど、関係機関との連携を図っています。

4. 貴議会の「協同労働の協同組合法」の早期法制化を求める意見書決議を踏まえ、新しい時代の新しい働き方として協同労働を位置づけ、また、超高齢社会時代に対応する有効な就労支援施策として、コミュニティ事業の起業と就労を支援する「コミュニティ事業・就労支援条例(仮称)」を整備・制定すること。(別紙、条文要綱例参照)

(回答)

「協同労働の協同組合法」の早期法制化を求める意見書決議を深く受け止め、国、県及び近隣市の状況等を注視しながら、今後とも十分研究してまいります。

5. 教育、福祉、雇用等の各関連分野における施策の総合的推進や、ニート等困難を抱える若者への支援を目的に、本年7月8日に公布された「子ども・若者育成支援法」を実効あるものにしていくため、「子ども・若者計画」を策定すること。また、策定に際しては、各界・各層の代表者で構成する「子ども・若者育成支援計画策定委員会(仮称)」を設置すること。

(回答)

昨年7月8日に公布された「子ども・若者育成支援法」が本年4月1日から施行されるため、今後、国・県の動向に注視しながら研究してまいります。